

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月10日（令和6年（行情）諮問第1093号）、令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第205号）及び同年4月10日（同第440号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第668号、同第669号及び同第671号）

事件名：「航空安全情報」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書11」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年5月27日付け防官文第10270号、令和6年6月28日付け同第15356号、令和4年8月5日付け同第15278号、令和6年10月17日付け同第23663号、令和4年10月14日付け同第19369号及び令和6年12月19日付け同第28804号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第1093号）

アないしオ （略）

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第1093号）

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

(3) 審査請求書3（原処分3に係るもの。諮問第205号）

アないしカ （略）

(4) 審査請求書4（原処分4に係るもの。諮問第205号）

アないしキ （略）

(5) 審査請求書5（原処分4に係るもの。諮問第205号）

アないしエ （略）

オ 上記（2）オと同旨。

カ （略）

キ 上記（2）クと同旨。

ク （略）

(6) 審査請求書6（原処分5に係るもの。諮問第440号）

アないしエ （略）

オ （略）

他に文書がないか確認を求める。

（略）

(7) 審査請求書7（原処分6に係るもの。諮問第440号）

アないしエ （略）

オ 上記（2）オと同旨。

カ （略）

キ 上記（2）クと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について（諮問第1093号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下「本件対象文書1」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月27日付け防官文第10270号により、本件対象文書1のうち、別紙の2に掲げる文書3の1枚目及び6枚

目、文書４の１枚目及び５枚目、文書５の１枚目及び３枚目並びに文書６の１枚目及び５枚目について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年６月２８日付け同第１５３５６号により、本件対象文書１のうち、文書１、文書２、文書３の１枚目及び６枚目を除く部分、文書４の１枚目及び５枚目を除く部分、文書５の１枚目及び３枚目を除く部分並びに文書６の１枚目及び５枚目を除く部分について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分１に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約２年２か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号１ないし番号３５のとおりであり、本件対象文書１のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

アないしオ （略）

カ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２においては、本件対象文書１の法５条該当性を十分に検討した結果、上記（２）のとおり、本件対象文書１の一部が同条１号、３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

キ及びク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書１のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ （略）

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分１及び原処分２を維持することが妥当である。

３ 原処分３及び原処分４について（諮問第２０５号）

（１）経緯

本件開示請求は、本件請求文書２の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる文書１、文書２、文書３の

1枚目及び6枚目を除く部分、文書4の1枚目及び5枚目を除く部分、文書5の1枚目及び3枚目を除く部分、文書6の1枚目及び5枚目を除く部分、文書7、文書8並びに文書9（以下「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年8月5日付け防官文第15278号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる文書7の1枚目及び3枚目、文書8の1枚目及び5枚目並びに文書9の1枚目及び6枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年10月17日付け同第23663号により、本件対象文書2のうち、文書1、文書2、文書3の1枚目及び6枚目を除く部分、文書4の1枚目及び5枚目を除く部分、文書5の1枚目及び3枚目を除く部分、文書6の1枚目及び5枚目を除く部分、文書7の1枚目及び3枚目を除く部分、文書8の1枚目及び5枚目を除く部分並びに文書9の1枚目及び6枚目を除く部分について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号52のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないし キ （略）

ク 上記1（3）カと同旨（ただし、「原処分2」は「原処分4」と、「本件対象文書1」は「本件対象文書2」と読み替える。）。

ケ （略）

コ 上記1（3）ケと同旨（ただし、「本件対象文書1」は「本件対象文書2」と読み替える。）。

サ 上記1（3）サと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。）。

3 原処分5及び原処分6について（諮問第440号）

（1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1、文書2、文書3の1枚目及び6枚目を除く部分、文書4の1枚目及び5枚目を除く部分、文書5の1枚目及び3枚目を除く部分、文書6の1枚目及び5枚目を除く部分、文書7の1枚目及び3枚目を除く部分、文書8の1枚目及び5枚目を除く部分、文書9の1枚目及び6枚目を除く部分、文書10並びに文書11（以下「本件対象文書3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月14日付け防官文第19369号により、本件対象文書3のうち、別紙の2に掲げる文書10及び文書11のそれぞれ1枚目及び5枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和6年12月19日付け同第28804号により、本件対象文書3のうち、文書1、文書2、文書3の1枚目及び6枚目を除く部分、文書4の1枚目及び5枚目を除く部分、文書5の1枚目及び3枚目を除く部分、文書6の1枚目及び5枚目を除く部分、文書7の1枚目及び3枚目を除く部分、文書8の1枚目及び5枚目を除く部分、文書9の1枚目及び6枚目を除く部分並びに文書10及び文書11のそれぞれ1枚目及び5枚目を除く部分について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号66のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

ア ないしエ （略）

オ 上記1（3）ケと同旨（ただし、「本件対象文書1」は「本件対象文書3」と読み替える。）

カ （略）

キ 上記1（3）カと同旨（ただし、「原処分2」は「原処分6」と、「本件対象文書1」は「本件対象文書3」と読み替える。）。

ク (略)

ケ 上記 1 (3) サと同旨(ただし、「原処分 1 及び原処分 2」は「原処分 5 及び原処分 6」と読み替える。)。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 諮問の受理 (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 0 9 3 号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)
- ③ 同月 2 4 日 審議 (同上)
- ④ 令和 7 年 2 月 1 3 日 諮問の受理 (令和 7 年 (行情) 諮問第 2 0 5 号)
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)
- ⑥ 同月 2 8 日 審議 (同上)
- ⑦ 同年 4 月 1 0 日 諮問の受理 (令和 7 年 (行情) 諮問第 4 4 0 号)
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)
- ⑨ 同年 5 月 7 日 審議 (同上)
- ⑩ 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施 (令和 6 年 (行情) 諮問第 1 0 9 3 号及び令和 7 年 (行情) 諮問第 2 0 5 号)、令和 6 年 (行情) 諮問第 1 0 9 3 号、令和 7 年 (行情) 諮問第 2 0 5 号及び同第 4 4 0 号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、原処分 1、原処分 3 及び原処分 5 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮

問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 本件請求文書１に係る開示請求書には、「防官文第３９０号（２０２１．１１．１６一本本Ｂ１７３３）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２１．１１．１６一本本Ｂ１７３３）で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、本件請求文書１につき、２０２１．１１．１６一本本Ｂ１７３３（以下「別件開示請求」という。）に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和３年１１月１７日）から本件請求文書１の開示請求の受付日（令和４年３月２９日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書１を特定した。

イ 本件請求文書２に係る開示請求書には、「防官文第１０２７０号（２０２２．３．２９一本本Ｂ２９７１）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２２．３．２９一本本Ｂ２９７１）で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、本件請求文書２につき、本件請求文書１の開示請求に対する先行開示決定（原処分１）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書１の開示請求の受付日の翌日（令和４年３月３０日）から本件請求文書２の開示請求の受付日（同年６月７日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書２を特定した。

ウ 本件請求文書３に係る開示請求書には、「防官文第１５２７８号（２０２２．６．７一本本Ｂ４６２）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（２０２２．６．７一本本Ｂ４６２）で特定された後に作成されたもの全て」と記載されていることから、本件請求文書３につき、本件請求文書２の開示請求に対する先行開示決定（原処分３）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書２の開示請求の受付日の翌日（令和４年６月８日）から本件請求文書３の開示請求の受付日（同年８月１６日）までの間に発行された「航空安全情報」の開示を求めるものと解し、これに該当する文書として本件対象文書３を特定した。

エ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

また、本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

- (２) 上記(１)アないしウの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(１)エの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号1、番号8、番号14、番号19、番号24、番号31、番号36、番号41、番号47、番号54及び番号60に掲げる不開示部分並びに番号48に掲げる不開示部分の一部は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員の情報について

別表の番号2、番号9、番号15、番号20、番号25、番号32、番号37、番号42、番号53及び番号61に掲げる不開示部分並びに番号48に掲げる不開示部分の一部には、記事を寄稿した自衛隊員等の勤務経歴等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号

に該当し、不開示とすることは妥当である。

(3) 自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報について

別表の番号3、番号11、番号16、番号21、番号33及び番号46に掲げる不開示部分並びに番号45、番号57、番号58及び番号64に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号4、番号10、番号13、番号22、番号29、番号49、番号55及び番号62に掲げる不開示部分並びに番号26、番号45、番号57、番号58及び番号64に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料について

別表の番号17、番号34及び番号51に掲げる不開示部分並びに番号26に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 他国に関する情報について

別表の番号40及び番号65に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、公にすることが予定されていない情報であって、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報について

別表の番号30に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号5、番号7、番号27、番号38、番号43、番号50、番号56及び番号63に掲げる不開示部分並びに番号58に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) メールアドレス等について

別表の番号6、番号12、番号18、番号23、番号28、番号35、番号39、番号44、番号52、番号59及び番号66に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレス、内線番号、専用番号及びFAX番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

『航空安全情報』のうち防官文第390号(2021.11.16—本
本B1733)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2021.1
1.16—本本B1733)で特定された後に作成されたもの全て。

(2) 本件請求文書 2

『航空安全情報』のうち防官文第10270号(2022.3.29—
本本B2971)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.
3.29—本本B2971)で特定された後に作成されたもの全て。

(3) 本件請求文書 3

『航空安全情報』のうち防官文第15278号(2022.6.7—本
本B462)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.6.
7—本本B462)で特定された後に作成されたもの全て。

2 本件対象文書

文書1 航空安全情報 3.10 No.581 (1枚目及び6枚目を除
く。)

文書2 航空安全情報 3.11 No.582 (1枚目及び6枚目を除
く。)

文書3 航空安全情報 3.12 No.583

文書4 航空安全情報 4.1 No.584

文書5 航空安全情報 4.2 No.585

文書6 航空安全情報 4.3 No.586

文書7 航空安全情報 4.4 No.587

文書8 航空安全情報 4.5 No.588

文書9 航空安全情報 4.6 No.589

文書10 航空安全情報 4.7 No.590

文書11 航空安全情報 4.8 No.591

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	5 枚目、7 枚目、8 枚目、11 枚目、12 枚目、14 枚目、18 枚目、20 枚目、37 枚目、39 枚目、40 枚目、45 枚目、49 枚目、53 枚目から 56 枚目まで、60 枚目から 63 枚目まで及び 68 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。【原処分 2】 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。【原処分 4 及び原処分 6】
2	文書 1	8 枚目、21 枚目、24 枚目、28 枚目、32 枚目、35 枚目、50 枚目及び 60 枚目から 63 枚目までのそれぞれ一部	
3	文書 1	9 枚目及び 51 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1	11 枚目、13 枚目及び 25 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自

			衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5	文書 1	30 枚目、33 枚目及び 34 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書 1	66 枚目及び 67 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分２及び原処分４】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分６】
7	文書 2	4 枚目、11 枚目及び 12 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、

			ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書2	5枚目、23枚目、31枚目、33枚目、38枚目から42枚目まで、49枚目から51枚目まで及び56枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。【原処分2】 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。【原処分4及び原処分6】
9	文書2	18枚目、25枚目、28枚目、30枚目、32枚目、34枚目、39枚目、40枚目及び49枚目から51枚目までのそれぞれ一部	
10	文書2	9枚目、20枚目及び23枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書2	36枚目の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安

			全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 2	5 4 枚目及び 5 5 枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分 2 及び原処分 4】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分 6】
1 3	文書 3	2 枚目、1 1 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 4	文書 3	5 枚目、8 枚目、2 0 枚目、4 0 枚目から 4 3 枚目まで、4 5 枚目から 5 1 枚目まで及び 5 6 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められる	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当する

		もの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。)	ため不開示とした。【原処分２】 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。【原処分４及び原処分６】
１５	文書３	５枚目、８枚目、１６枚目、２５枚目、２６枚目、３２枚目及び４５枚目から５０枚目までのそれぞれ一部	
１６	文書３	２５枚目の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１７	文書３	２９枚目及び３３枚目のそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１８	文書３	５４枚目及び５５枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な

			遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分２及び原処分４】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分６】
１９	文書４	４枚目、７枚目、１６枚目、２０枚目、２５枚目、２７枚目、３５枚目、３８枚目、４４枚目、４７枚目から５２枚目まで、６０枚目から６３枚目まで及び６５枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。【原処分２】 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。【原処分４及び原処分６】
２０	文書４	１１枚目、３０枚目、３２枚目、３６枚目、３９枚目、４３枚目、４７枚目、４９枚目及び６０枚目から６３枚目までのそれぞれ一部	
２１	文書４	１１枚目の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊

			の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２２	文書４	１７枚目及び１８枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２３	文書４	６６枚目及び６７枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分２及び原処分４】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分６】
２４	文書５	５枚目、４５枚目から	個人に関する情報であり、特

		5 2 枚目まで及び5 8 枚目から6 3 枚目までのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でない と認められるもの及び 法5条1号ただし書イ に該当するものを除 く。）	定の個人が識別され、又は特 定の個人を識別することはで きないが、これを公にすること により、なお個人の権利利 益を害するおそれがあること から、法5条1号に該当する ため不開示とした。【原処分 2】
2 5	文書5	5 枚目、9 枚目、4 1 枚目、4 2 枚目、5 5 枚目及び5 8 枚目から 6 3 枚目までのそれぞ れ一部	個人に関する情報であり、特 定の個人を識別することがで き、又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にす ることにより、なお個人の権 利利益を害するおそれがある ことから、法5条1号に該当 するため不開示とした。【原 処分4及び原処分6】
2 6	文書5	1 1 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に 関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の 能力及び練度が推察されるお それがあるとともに、自衛隊 が収集・処理した情報又は情 報資料であり、これを公にす ることにより、自衛隊の情報 関心、情報業務に関する能力 又は情報源が推察され、自衛 隊の任務の効果的な遂行に支 障を及ぼし、ひいては我が国 の安全が害されるおそれがあ ることから、法5条3号に該 当するため不開示とした。
2 7	文書5	1 3 枚目、1 4 枚目、 1 9 枚目、2 0 枚目及 び3 9 枚目のそれぞれ 一部	自衛隊の装備品に関する情報 であり、これを公にすること により、自衛隊の運用能力が 推察され、自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を及ぼし、

			ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28	文書5	66枚目及び67枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分2及び原処分4】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分6】
29	文書6	2枚目、3枚目、27枚目及び28枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
30	文書6	3枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、

			自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3 1	文書6	4枚目、17枚目、18枚目、24枚目、34枚目、40枚目から46枚目まで、54枚目及び55枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。【原処分2】 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。【原処分4及び原処分6】
3 2	文書6	4枚目、13枚目、30枚目、33枚目、54枚目及び55枚目のそれぞれ一部	
3 3	文書6	27枚目の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3 4	文書6	48枚目から50枚目までのそれぞれ一部	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊

			の情報関心、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
35	文書6	58枚目及び59枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分2及び原処分4】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分6】
36	文書7	2枚目、4枚目、5枚目、15枚目、34枚目、37枚目から41枚目まで、48枚目、49枚目及び52枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

		法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)	
37	文書7	24枚目、26枚目、29枚目、48枚目及び49枚目のそれぞれ一部	
38	文書7	12枚目及び19枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
39	文書7	50枚目及び51枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分4】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分6】
40	文書8	2枚目の一部	他国に関する情報であり、こ

			れを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 1	文書8	4枚目、31枚目、37枚目及び47枚目から49枚目までのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4 2	文書8	4枚目、15枚目、47枚目及び48枚目のそれぞれ一部	
4 3	文書8	41枚目及び42枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 4	文書8	50枚目及び51枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。 【原処分4】 国の機関が行う行政事務に関

			する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分６】
４５	文書９	３枚目及び１７枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４６	文書９	４枚目の一部	自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
４７	文書９	５枚目、８枚目、１６枚目、３９枚目から４４枚目まで及び４８枚	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別す

		目から５１枚目までのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書イに該当するものを除く。）	ることとはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
４８	文書９	２４枚目、２７枚目、３１枚目、３２枚目及び４８枚目から５０枚目までのそれぞれ一部	
４９	文書９	１２枚目、１９枚目、３１枚目、３２枚目及び３４枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５０	文書９	２０枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５１	文書９	２９枚目の一部	自衛隊が収集・処理した情報又は情報資料であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力又は情報源が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるお

			それがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
５２	文書９	５２枚目及び５３枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分４】 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。【原処分６】
５３	文書１０	１７枚目、２２枚目、２６枚目、３２枚目、３４枚目、３７枚目及び５５枚目から５８枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
５４	文書１０	２１枚目、３８枚目、４０枚目から４７枚目まで、５５枚目から５９枚目まで及び６２枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法５条１号ただし書きに該当するものを除	

		く。)	
5 5	文書 1 0	2 3 枚目、5 1 枚目及び 5 4 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5 6	文書 1 0	2 7 枚目、2 8 枚目、3 6 枚目及び 4 9 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5 7	文書 1 0	3 4 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5 8	文書 1 0	5 2 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公

			にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれ、さらに自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
59	文書10	60枚目及び61枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
60	文書11	4枚目、6枚目から8枚目まで、10枚目、17枚目、23枚目、24枚目、31枚目から37枚目まで及び41枚目から47枚目までのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

		イに該当するものを除く。)	
6 1	文書 1 1	4 枚目、1 3 枚目、1 9 枚目、2 2 枚目、2 5 枚目及び 4 1 枚目から 4 6 枚目までのそれぞれ一部	
6 2	文書 1 1	1 6 枚目、2 3 枚目及び 3 8 枚目から 4 0 枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6 3	文書 1 1	1 7 枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6 4	文書 1 1	2 2 枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、自衛隊の組織・編成・現員等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			は我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
６５	文書１１	２５枚目及び２９枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
６６	文書１１	４８枚目及び４９枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。

※文書１及び文書２の枚数の表記は、令和４年１月１４日付け防官文第３９０号で決定したそれぞれ１枚目及び６枚目を除いて記載している。

※文書３ないし文書６の枚数の表記は、令和４年５月２７日付け防官文第１０２７０号で決定した文書３の１枚目及び６枚目、文書４の１枚目及び５枚目、文書５の１枚目及び３枚目並びに文書６の１枚目及び５枚目をそれぞれ除いて記載している。

※文書７ないし文書９の枚数の表記は、令和４年８月５日付け防官文第１５２７８号で決定した文書７の１枚目及び３枚目、文書８の１枚目及び５枚目並びに文書９の１枚目及び６枚目をそれぞれ除いて記載している。

※文書１０及び文書１１の枚数の表記は、令和４年１０月１４日付け防官文第１９３６９号で決定したそれぞれ１枚目及び５枚目を除いて記載している。